

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第70号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表西京区役所洛西支所の款地域力推進室の項中「地域防災係長」を「地域防災係長 まちづくり連携係長」に改める。

第6条第1項第7号中「区基本計画」を「区まちづくり運営方針」に改め、同項第15号中「変死者」を「埋葬又は火葬を行う者がなく、又は判明しない死体」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)